

新居浜市債権管理計画

平成22年9月

新居浜市債権管理委員会

目次

はじめに	2
1 現状	2
2 課題	6
3 基本方針	7
(1) 対象とする債権	7
(2) 債権の適正な管理	9
ア 納期内納付の推進	
イ 減免規定の適用	
ウ 速やかな督促手続き	
エ 督促手数料・延滞金の徴収	
オ 適正な進行管理	
(3) 法的措置等対応の強化	9
(4) 数値目標の設定による収入率の向上	9
(5) 個人情報保護及び滞納情報の共有	10
ア 個人情報の保護	
イ 滞納情報の共有	
(6) 人材の育成	10
ア スペシャリストの育成	
イ 研修の充実	
ウ 愛媛地方税滞納整理機構の活用	
(7) 体制の整備	11
ア 組織機構の改革	
イ 債権管理委員会の設置	
(8) 債権回収状況の公表	11
4 債権管理対策室の取り組み方針	12
(1) 平成22年度	12
(2) 平成23年度	12
(3) 平成24年度	13
参照法令等	14

はじめに

この計画は、本市が保有する債権の適正な管理と的確な回収に取り組むための基本的な考え方を示すものであり、計画の中に列挙された債権に加え、それ以外の債権においても、計画の趣旨に沿った適正な債権管理と的確な債権回収対策に努めることにより、市財政の健全化及び市民の信頼に応える公平、公正な市政運営の推進を図ることを目的とする。

1 現 状

平成 21 年度末現在の、本市における滞納債権の収入状況は表のとおりであり、滞納額の合計は約 19.3 億円に達している。これは、平成 22 年度の各種会計の当初予算総額 809 億円の約 2.4%に相当する。

表に示したとおり、収入未済額が 5 千万円を超える債権（市税、国民健康保険料、住宅新築資金等貸付金、市営住宅使用料、水道料金、保育園保育料）の滞納額が、全体の約 92%を占めている。

(単位：千円)

債権名	区分	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収入率(%)	収入率前年比	還付未済額
市 税 (強制徴収公債権)	現年度	18,660,288	18,330,700	0	329,588	98.23	-0.02	117
	滞納繰越	1,021,150	256,936	42,619	721,596	25.16	-2.20	0
	計	19,681,439	18,587,636	42,619	1,051,184	94.44	-0.37	117
保 育 園 保 育 料 (強制徴収公債権)	現年度	746,793	721,307	0	25,486	96.59	-0.29	0
	滞納繰越	58,526	9,797	0	48,729	16.74	-3.68	0
	計	805,319	731,104	0	74,215	90.78	-1.75	0
国民健康 保 險 料 (強制徴収公債権)	現年度	2,098,048	1,947,263	0	150,785	92.81	-0.47	394
	滞納繰越	268,447	67,598	67,163	133,687	25.18	1.47	122
	計	2,366,495	2,014,861	67,163	284,472	85.14	-0.39	516
後期高齢者 医 療 保 險 料 (強制徴収公債権)	現年度	1,088,293	1,084,134	0	4,159	99.62	0.00	673
	滞納繰越	5,017	3,619	0	1,398	72.14	—	0
	計	1,093,310	1,087,754	0	5,556	99.49	-0.13	673
介 護 保 險 料 (強制徴収公債権)	現年度	1,907,031	1,880,150	0	26,881	98.59	-0.05	562
	滞納繰越	44,918	9,185	13,285	22,448	20.45	-4.81	0
	計	1,951,949	1,889,334	13,285	49,330	96.79	-0.08	562

債権名	区分	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収入率(%)	収入率前年比	還付未済額
下水道事業 受益者 負担金 (強制徴収公債権)	現年度	37,282	36,730	0	552	98.52	-0.85	0
	滞納繰越	854	149	9	696	17.40	-10.17	0
	計	38,136	36,879	9	1,248	96.70	-1.67	0
下水道 使用料 (強制徴収公債権)	現年度	1,202,942	1,188,685	0	14,257	98.81	-0.20	6
	滞納繰越	40,634	11,182	998	28,454	27.52	-1.92	0
	計	1,243,576	1,199,867	998	42,711	96.49	-0.14	6
市営住宅 使用料 (非強制徴収公債権)	現年度	340,956	323,516	0	17,441	94.88	0.28	0
	滞納繰越	87,833	19,020	0	68,813	21.65	-1.87	0
	計	428,789	342,536	0	86,253	79.88	0.18	0
市営住宅 共益費 (非強制徴収公債権)	現年度	45,357	42,532	0	2,825	93.77	-0.09	0
	滞納繰越	20,572	1,345	0	19,226	6.54	1.01	0
	計	65,928	43,878	0	22,051	66.55	-1.89	0
介護福祉課 老人ホーム費 負担金 (非強制徴収公債権)	現年度	1,801	1,035	0	766	57.49	-42.51	0
	滞納繰越	—	—	—	—	—	—	—
	計	1,801	1,035	0	766	57.49	-42.51	0
生活保護費 返納金 返還金 徴収金 (非強制徴収公債権)	戻入	10,669	10,669	0	0	100.00	0.00	0
	現年度	35,357	33,293	0	2,064	94.16	12.89	0
	滞納繰越	8,071	0	0	8,071	0.00	-1.30	0
	計	54,097	43,962	0	10,135	81.26	5.48	0
し尿汲取 手数料 (非強制徴収公債権)	現年度	32,130	31,882	0	247	99.23	-0.41	0
	滞納繰越	82	82	0	0	100.00	10.91	0
	計	32,212	31,964	0	247	99.23	-0.35	0
幼稚園 保育料 (非強制徴収公債権)	現年度	8,498	8,498	0	0	100.00	0.30	0
	滞納繰越	32	0	0	32	0.00	-100	0
	計	8,530	8,498	0	32	99.62	-0.08	0
放課後 児童クラブ 利用料 (私債権)	現年度	34,603	33,903	0	700	97.98	-0.97	0
	滞納繰越	692	78	0	614	11.28	-18.62	0
	計	35,295	33,981	0	1,314	96.29	-1.80	0

債権名	区分	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収入率(%)	収入率前年比	還付未済額
慈光園 老人短期 保護費納付金 (私債権)	現年度	105	105	0	0	100.00	17.98	0
	滞納繰越	33	0	0	33	0.00	0.00	0
	計	138	105	0	33	75.95	-6.07	0
管財課 土地建物 貸付料 (私債権)	現年度	13,838	11,377	0	2,461	82.22	3.33	0
	滞納繰越	10,141	2,497	0	7,644	24.62	-1.55	0
	計	23,979	13,874	0	10,105	57.86	2.58	0
災害援護 資金貸付金 (私債権)	現年度	6,395	2,276	0	4,119	35.59	-33.79	0
	滞納繰越	3,308	153	0	3,155	4.63	4.63	0
	計	9,702	2,429	0	7,273	25.03	-41.09	0
住宅新築資 金等貸付金 (私債権)	現年度	25,846	17,967	0	7,879	69.52	2.57	0
	滞納繰越	195,104	3,465	0	191,639	1.78	-1.58	0
	計	220,950	21,432	0	199,518	9.70	-1.56	0
下水道管理課 水洗改造資金 融資返還金 (私債権)	現年度	—	—	—	—	—	—	—
	滞納繰越	267	0	0	267	0.00	0.00	0
	計	267	0	0	267	0.00	0.00	0
下水道建設課 過払前払金 利息 (私債権)	現年度	—	—	—	—	—	—	—
	滞納繰越	24	0	0	24	0.00	—	0
	計	24	0	0	24	0.00	0.00	0
奨学資金 貸付基金 貸付金 (私債権)	現年度	8,806	7,875	0	931	89.43	-1.35	0
	滞納繰越	2,550	528	0	2,022	20.71	17.88	0
	計	11,356	8,403	0	2,953	74.00	-0.77	0
青野記念 奨学基金 貸付金 (私債権)	現年度	1,506	1,429	0	77	94.90	1.65	0
	滞納繰越	168	128	0	40	76.19	69.78	0
	計	1,674	1,557	0	117	93.02	12.04	0
特別奨学 基金 貸付金 (私債権)	現年度	240	240	0	0	100.00	0.00	0
	滞納繰越	—	—	—	—	—	—	—
	計	240	240	0	0	100.00	0.00	0
入学準備金 貸付基金 貸付金 (私債権)	現年度	30	0	0	30	0.00	0.00	0
	滞納繰越	80	0	0	80	0.00	0.00	0
	計	110	0	0	110	0.00	0.00	0

債権名	区分	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収入率(%)	収入率前年比	還付未済額
水道料金 (私債権)	現年度	1,729,907	1,709,185	0	20,722	98.80	-0.01	0
	滞納繰越	82,878	22,155	2,642	58,080	26.73	-1.86	0
	計	1,812,784	1,731,341	2,642	78,802	95.51	0.18	0
水道 開栓料 (私債権)	現年度	8	8	0	0	100.00	0.00	0
	滞納繰越	1	0	1	0	0.00	0.00	0
	計	9	8	1	0	85.71	-5.96	0
合計	戻入	10,669	10,669	0	0	100.00	0.00	0
	現年度	28,026,059	27,414,092	0	611,967	97.82	-0.06	1,745
	滞納繰越	1,851,382	407,917	126,717	1,316,748	22.03	-1.69	122
	計	29,888,110	27,832,677	126,717	1,928,716	93.12	-0.40	1,868

注1 数字は平成21年度決算の数字であるが、次の費目については、滞納債権を明確にするため、決算書の金額から担当課分を抜き出す等、決算書の金額とは異なっている。

(債権名を網掛け済)

- 1) **保育園保育料**：一般会計の「児童福祉施設費負担金」のうち、滞納債権であり、かつ強制徴収債権である保育園保育料のみを抜き出している。
- 2) **老人ホーム費負担金**：一般会計の「老人ホーム費負担金」のうち、滞納となっている介護福祉課管理の特養措置利用者分を抜き出している。
- 3) **生活保護費返納金・返還金・徴収金**：一般会計の「雑入」のうち、生活保護費分を抜き出している。なお戻入分は、年度内に支出したもののうち、返納が発生したものである。
- 4) **老人短期保護費納付金**：一般会計の「老人短期保護費納付金」のうち、滞納となっている介護福祉課管理の慈光園ショートステイ利用者分を抜き出している。
- 5) **土地建物貸付料**：一般会計の「土地建物貸付収入」のうち、滞納となっている管財課管理分を抜き出している。
- 6) **水洗改造資金融資返還金・過払前払金利息**：公共下水道事業特別会計の「雑入」のうち、滞納となっている費目のみを抜き出している。
- 7) **水道料金**：公営企業会計の水道料金については、他の会計と同様の出納整理期間を想定し、3月末決算に翌年度の4/1～5/31の収入額を加味した額で算定している。

注2 特別奨学基金貸付金については、現在滞納となっていないが過去未収金が発生(平成19年度)したことがあるため、管理費目として表に加えている。(合計26債権)

2 課 題

市債権の滞納額の増加は、厳しい経済状況、少子高齢化社会の到来などの社会情勢の変化に起因していると考えられ、平成20年9月のリーマンショック以降の世界的な景気の低迷が、依然として市民生活に影響を及ぼしている。

このような状況では、滞納が重なるほど収納の困難度が増すと考えられるため、滞納となる前、あるいは滞納初期における適切な納付相談・指導などが必要となる。

これに対して、経済面においては特に支障がないと考えられるケースであっても、納付されずに滞納となるものが増加する傾向にある。

納付されない要因としては、納付意識の希薄化が考えられるところであり、納付指導にあたっては、納付の必要性を説明し理解を得ることが重要となる。

この納付意識の希薄化による滞納は、他の市民に不公平感を抱かせることとなり、これを放置し、滞納額を増加させることは、財政運営のみならず市政全般にわたって重大な影響を及ぼす危険性がある。

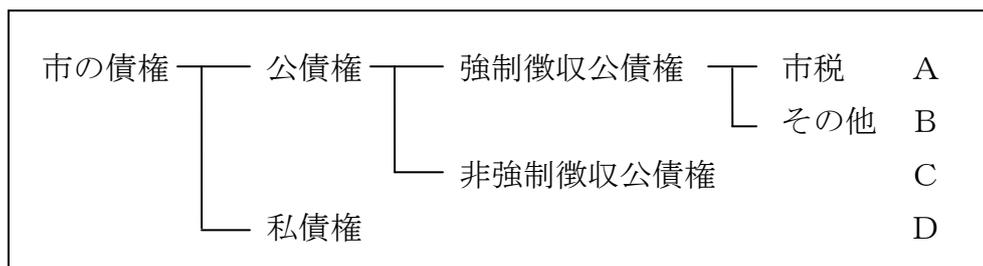
今後は、『納付可能な状況にもかかわらず自主納付がなされない場合においては、差押や訴訟提起などの法的措置を執る。』という強い姿勢のもと、滞納整理業務にあたっていくこととする。

3 基本方針

(1) 対象とする債権

この計画に基づき収納の強化を図る債権は、市税を含む全ての公債権及び私債権のうち、過去5カ年の間に滞納があった債権とする。

市の債権の区分について



強制徴収公債権 = 市税の滞納処分の例により処分できる債権。
非強制徴収公債権 } = 裁判所への手続きを経ないと強制的に徴収
私債権 } = できない債権。

A：強制徴収公債権（市税）

市民税、固定資産税、軽自動車税、市たばこ税、都市計画税、入湯税

B：強制徴収公債権（その他）

強制徴収公債権とは、市税及び市税の滞納処分の例により処分できる債権であり、地方自治法第231条の3第3項において、次の歳入に限定されている。

- ア 分担金
- イ 加入金
- ウ 過料
- エ 法律で定める使用料その他の普通地方公共団体の歳入

※「法律で定める使用料その他の普通地方公共団体の歳入」とは、地方自治法附則第6条又は地方自治法以外の各法律において、税の滞納処分の例により処分できることを規定しているものをいう。

『強制徴収公債権（その他）の例』

	債権名	徴収根拠法令
1	保育園保育料	児童福祉法第56条第10項
2	国民健康保険料	国民健康保険法第79条の2
3	下水道使用料	地方自治法附則第6条第3号

その他（後期高齢者医療保険料、介護保険料、下水道事業受益者負担金）

C：非強制徴収公債権

非強制徴収公債権とは、許可・認可等の行政処分に伴い発生する使用料や手数料、返還金等で、強制徴収公債権に該当しない債権である。

『非強制徴収公債権の例』

	債権名	徴収根拠法令
1	市営住宅使用料	地方自治法第225条
2	老人ホーム費負担金	老人福祉法第28条
3	生活保護費返納金・返還金・徴収金	生活保護法第63条及び第78条

その他（市営住宅共益費、し尿汲取手数料、幼稚園保育料）

D：私債権

私債権とは、行政処分のような行政庁の一方的な意思決定ではなく、相手方との対等な関係に基づき締結される私法上の「契約」と解される行為により発生する債権をいう。

『私債権の例』

	債権名	契約内容
1	土地建物貸付料	私法上の賃貸借契約
2	住宅新築資金等貸付金	私法上の金銭貸借契約
3	水道料金	私法上の商品売却代金

その他（放課後児童クラブ利用料、老人短期保護費納付金、災害援護資金貸付金、下水道管理課水洗改造資金融資返還金、下水道建設課過払前払金利息、奨学資金貸付基金貸付金、青野記念奨学基金貸付金、特別奨学基金貸付金、入学準備金貸付基金貸付金、水道開栓料）

(2) 債権の適正な管理

債権管理は、時間の経過や状況の変化に応じ、各段階において適正に行う。

ア 納期内納付の推進

滞納債権を発生させないため、口座振替の勧奨、広報紙・ポスター・チラシ等による啓発、納付機会の拡大等を検討、実施していく。

イ 減免規定の適用

災害・生活困窮等により、納入義務者から減免の申請がなされた場合には、法令等に基づく減免規定を適正に運用する。

ウ 速やかな督促手続き

初期対応を迅速かつ的確に実施することが、滞納額を増加させないことに繋がるため、滞納発生後は、法令等に基づく速やかな督促手続きを徹底する。

エ 督促手数料・延滞金の徴収

納期後の納付の際には、納期内納付した者との公平性を保つためにも、歳出返還金を除く公債権については、法令等に基づく督促手数料及び延滞金を徴収する。

延滞金を減免する場合には、減免規定等を整備し、適正に運用する。

オ 適正な進行管理

滞納額、滞納の理由（納付の意思）、連帯保証人の有無、経済的状況、資産保有の状況等を勘案し、効果的・効率的な債権回収方法を選択する。

また、債権ごとに異なる消滅時効期間や時効の援用の要否等を勘案のうえ、滞納整理のスケジュールを設定し、適正な進行管理を実施する。

(3) 法的措置等対応の強化

強制徴収可能な債権については、悪質な滞納者を中心に差押を実施する。

その他の非強制徴収債権については、裁判手続きに移行できる準備を進めていく。

(4) 数値目標の設定による収入率の向上

収納実績を向上させるために数値目標を設定し、各債権所管課においては、数値目標の達成に努める。

(5) 個人情報の保護及び滞納情報の共有

ア 個人情報の保護

債権管理は市民の個人情報そのものを取り扱う業務であることから、滞納者の資産状況等の把握や各債権間の連携など債権回収の促進にあたっては、個人情報の保護に留意する。

イ 滞納情報の共有

平成19年3月の総務省通知により、市税、国民健康保険料及び保育園保育料等強制徴収債権の滞納者の情報については、その情報の共有が可能との見解が示されていることから、情報交換会の開催等、庁内での積極的な情報の共有を図る。

(6) 人材の育成

ア スペシャリストの育成

債権管理、滞納整理に関する業務は、債権の内容に関する専門的知識に加えて、滞納処分に関する知識も必要とされる。また、納付折衝において対人的な交渉技術も要求されるため、スペシャリストの育成を図っていく。

イ 研修の充実

従来から職場内研修あるいは外部機関の専門研修を実施しているが、順次策定していく予定の「滞納整理業務マニュアル」を活用し、特に職場内研修を充実させることにより、債権管理に係る職員の全体的なレベルアップを図る。

ウ 愛媛地方税滞納整理機構の活用

愛媛地方税滞納整理機構は、各市町から移管された税の徴収困難事案の滞納処分を専門的に実施しており、本市から派遣された職員の帰任後における専門知識の普及を進めていく。

(7) 体制の整備

ア 組織機構の改革

組織機構においては、平成 22 年度に、各種の滞納債権を総括し対策の検討や滞納処分による債権回収を実施する専門的な部署として、債権管理対策室を設置したところである。

今後の組織の在り方については、債権管理委員会で協議検討を行うが、収納業務の基本は、原に債権を所管する課所の日常業務の中にあり、原課収納事務の無責任化を防止するため、「収納責任は原課にある」を基本とする。

したがって、債権管理対策室は原課を支援する位置付けとなる。

また、債権所管課等における人員配置の見直し、業務の繁閑に応じた人員の流動的な配置、徴収嘱託員の配置など、経営資源を有効に活用する方策を検討する。

イ 債権管理委員会の設置

債権管理に関する事務の一層の適正化を図り、市民の公平な負担による収入確保の徹底を図るため、債権管理委員会を設置し、特定債権の処理に係る審議をはじめとして、債権管理に係る重要な方針を決定することとする。

(8) 債権回収状況の公表

市の歳入における滞納額の増加は、善良な納付者である市民に不公平感を抱かせる原因となり、市政に対する不信感を招く可能性がある。

市の取り組みについて市民の理解を得るため、債権管理の徹底を図るとともに、市が取り組む対策、債権の回収状況など、その執行状況について積極的に公表を行う。

4 債権管理対策室の取り組み方針

(1) 平成22年度

ア 保育料、国保料の滞納者に対する差押の実施

平成23年1月から24年3月までの15カ月間においては、保育園保育料と国民健康保険料の滞納者に対して差押を実施する。その他の強制徴収公債権について滞納がある場合は、債権所管課による差押・交付要求で対応する。

イ 滞納処分（差押）マニュアルの作成

預貯金、生命保険及び給料等の特定財産の差押について、マニュアルを整備する。

ウ 滞納者情報交換会の開催

強制徴収公債権の滞納者情報について、債権所管課による情報交換会を開催する。

(2) 平成23年度

ア 差押債権拡大の検討

介護保険料、下水道事業受益者負担金等の滞納者に対して差押を検討し、平成24年度からの新たな差押債権を決定する。

イ 差押財産拡大の検討

動産・不動産の公売について検討し、平成24年度からの新たな差押・公売財産を決定する。

ウ 平成23年度徴収率目標設定の調整

債権管理委員会において、平成22年度決算についての検証と、平成23年度決算に向けての取り組み方策の協議決定を行う。

エ 滞納整理業務マニュアル（強制徴収債権編）の作成

強制徴収債権について、滞納整理業務マニュアルを作成する。

オ 滞納整理業務研修会の開催

滞納債権所管課を対象として、滞納整理業務の研修会を開催する。

(3) 平成24年度

ア 差押債権拡大分の実施

平成23年度に検討し、決定された新たな債権について差押を実施する。

イ 差押財産拡大分の実施

平成23年度に検討し、決定された新たな財産について差押を実施する。

ウ 平成24年度徴収率目標設定の調整

債権管理委員会において、平成23年度決算についての検証と、平成24年度決算に向けての取り組み方策の協議決定を行う。

エ 収納方法拡大の検討

収納率と市民サービスの向上を図るため、水道料金及び下水道使用料にとどまっているコンビニ収納については対象債権の拡大について、クレジットカード決済などについては、その導入について検討する。

オ 滞納整理業務マニュアル（非強制徴収債権編）の検討

非強制徴収債権について、滞納整理業務マニュアルを検討する。

参照法令等

地方自治法第240条（債権）

この章において「債権」とは、金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利をいう。 【全債権】

- 2 普通地方公共団体の長は、債権について、政令の定めるところにより、その督促、強制執行その他その保全及び取立てに関し必要な措置をとらなければならない。

【施行令第171条（私債権等）、第171条の2（非強制徴収公債権・私債権）】

- 3 普通地方公共団体の長は、債権について、政令の定めるところにより、その徴収停止、履行期限の延長又は当該債権に係る債務の免除をすることができる。 【施行令第171条の3～7（非強制徴収公債権・私債権）】

- 4 前二項の規定は、次の各号に掲げる債権については、これを適用しない。

一 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定に基づく徴収金に係る債権 【地方税法で規定】

二 過料に係る債権 【強制徴収が可能】

三 証券に化体されている債権（国債に関する法律（明治三十九年法律第三十四号）の規定により登録されたもの及び社債、株式等の振替に関する法律の規定により振替口座簿に記載され、又は記録されたものを含む。）

【小切手法等債権一般の管理とは異なる方法で管理】

四 電子記録債権法（平成十九年法律第百二号）第二条第一項に規定する電子記録債権 【手形や売掛債権であり電子記録債権法で規定】

五 預金に係る債権 【預金の取扱機関、責任等の制度が整備済】

六 歳入歳出外現金となるべき金銭の給付を目的とする債権 【性質上単に保管の義務を負うのみ】

七 寄附金に係る債権 【債務者の自発的意思に基づくもの】

八 基金に属する債権 【地方自治法第241条により債権管理の例による】

地方自治法第231条の3（督促、滞納処分等）

分担金、使用料、加入金、手数料及び過料その他の普通地方公共団体の歳入を納期限までに納付しない者があるときは、普通地方公共団体の長は、期限を指定してこれを督促しなければならない。

【市税等を除く全公債権、ただし歳出返還金を除く】

- 2 普通地方公共団体の長は、前項の歳入について同項の規定による督促をした場合においては、条例の定めるところにより、手数料及び延滞金を徴収することができる。 【市税等を除く全公債権、ただし歳出返還金を除く】

- 3 普通地方公共団体の長は、分担金、加入金、過料又は法律で定める使用料その他の普通地方公共団体の歳入につき第一項の規定による督促を受けた者

が同項の規定により指定された期限までにその納付すべき金額を納付しないときは、当該歳入並びに当該歳入に係る前項の手数料及び延滞金について、地方税の滞納処分の例により処分することができる。この場合におけるこれらの徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

【市税等を除く強制徴収公債権】

- 4 第一項の歳入並びに第二項の手数料及び延滞金の還付並びにこれらの徴収金の徴収又は還付に関する書類の送達及び公示送達については、地方税の例による。 **【市税等を除く全公債権、ただし歳出返還金を除く】**
- 5 普通地方公共団体の長以外の機関がした前四項の規定による処分についての審査請求は、普通地方公共団体の長が処分庁の直近上級行政庁でない場合においても、当該普通地方公共団体の長に対してするものとする。
【第5項から第9項まで市税等を除く全公債権、ただし歳出返還金を除く】
- 6 第一項から第四項までの規定による処分についての審査請求又は異議申立てに関する行政不服審査法第十四条第一項本文又は第四十五条の期間は、当該処分を受けた日の翌日から起算して三十日以内とする。
- 7 普通地方公共団体の長は、第一項から第四項までの規定による処分についての審査請求又は異議申立てがあつたときは、議会に諮問してこれを決定しなければならない。
- 8 議会は、前項の規定による諮問があつた日から二十日以内に意見を述べなければならない。
- 9 第七項の審査請求又は異議申立てに対する裁決又は決定を受けた後でなければ、第一項から第四項までの規定による処分については、裁判所に出訴することができない。
- 10 第三項の規定による処分中差押物件の公売は、その処分が確定するまで執行を停止する。 **【市税等を除く強制徴収公債権】**
- 11 第三項の規定による処分は、当該普通地方公共団体の区域外においても、また、これを行うことができる。 **【市税等を除く強制徴収公債権】**

地方自治法附則第6条

【強制徴収公債権】

他の法律で定めるもののほか、第二百三十一条の三第三項に規定する法律で定める使用料その他の普通地方公共団体の歳入は、次に掲げる普通地方公共団体の歳入とする。

- 一 港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）の規定により徴収すべき入港料その他の料金、占用料、土砂採取料、過怠金その他の金銭
- 二 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）の規定により土地改良事業の施行に伴い徴収すべき清算金、仮清算金その他の金銭
- 三 下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第十八条から第二十条まで（第二十五条の十において第十八条及び第十八条の二を準用する場合を含む。）

の規定により徴収すべき損傷負担金、汚濁原因者負担金、工事負担金及び使用料

- 四** 漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第百三十七号）第三十五条、第三十九条の二第十項又は第三十九条の五の規定により徴収すべき漁港の利用の対価、負担金、土砂採取料、占用料及び過怠金

地方自治法施行令第 171 条（督促） 【歳出返還金及び私債権】

普通地方公共団体の長は、債権（地方自治法第二百三十一条の三第一項に規定する歳入に係る債権を除く。）について、履行期限までに履行しない者があるときは、期限を指定してこれを督促しなければならない。

地方自治法施行令第 171 条の 2（強制執行等） 【非強制徴収公債権・私債権】

普通地方公共団体の長は、債権（地方自治法第二百三十一条の三第三項に規定する歳入に係る債権（以下「強制徴収により徴収する債権」という。）を除く。）について、地方自治法第二百三十一条の三第一項又は前条の規定による督促をした後相当の期間を経過してもなお履行されないときは、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。ただし、第七十一条の五の措置をとる場合又は第七十一条の六の規定により履行期限を延長する場合その他特別の事情があると認める場合は、この限りでない。

- 一 担保の付されている債権（保証人の保証がある債権を含む。）については、当該債権の内容に従い、その担保を処分し、若しくは競売その他の担保権の実行の手続きをとり、又は保証人に対して履行を請求すること。
- 二 債務名義のある債権（次号の措置により債務名義を取得したものを含む。）については、強制執行の手続きをとること。
- 三 前二号に該当しない債権（第一号に該当する債権で同号の措置をとつてなお履行されないものを含む。）については、訴訟手続（非訟事件の手続きを含む。）により履行を請求すること。

新居浜市督促手数料及び延滞金条例（平成 11 年条例第 31 号）

【市税等を除く全公債権、ただし歳出返還金を除く】

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 231 条の 3 第 1 項の規定による歳入を納期限までに納付しない者に対する督促及び督促手数料及び延滞金の徴収に関しては、法令又は他の条例に特別に定めのあるものを除くほか、市税徴収の例による。

地方税の徴収対策の一層の推進に係る留意事項等について（抜粋）

（平成19年3月27日総税企第55号総務省自治税務局企画課長通知）

2 地方団体における徴収体制の整備

（3）地方団体内における各種公金の徴収の連携強化

地方団体が住民等から徴収する必要がある公金債権としては、地方税だけでなく、国民健康保険料、介護保険料、保育料等国税徴収法の例による自力執行権が付与されている債権のほか、公営住宅使用料、給食費、貸付金など多様な債権がある。いずれも滞納額や件数が増えるなど問題を抱える地方自治体も少なくない。

これまでそれぞれの制度等を所管する部局において徴収対策に取り組まれてきたところであるが、より効率的かつ効果的な体制を整備する観点から、地方税以外の公金債権についても一定の滞納整理を税務担当部局に移管、集約する事例が増えてきている。

地方団体の歳入を確実に確保する観点からも、地方団体内部では専門的な徴収ノウハウを有する税務担当部局の活用を図ることは有用と考えられるので、それぞれの債権に関する個人情報保護に十分かつ慎重な配慮を行いつつ、各地方団体の実情などに応じ、検討していただきたい。

なお、国民健康保険料については、地方税の滞納処分の例により処分することができる（国民健康保険法第79条の2及び地方自治法第231条の3③）ことから、国税徴収法第141条の規定が適用され、滞納者等に対し財産に関する必要な質問及び検査への応答義務が課されている。このため、当該情報は滞納者との関係においては秘密ではないと考えられ、地方税法第22条に定める守秘義務に関し、地方税と国民健康保険料を一元的に徴収するため、滞納者の財産情報を利用することについては差し支えない。保育所保育料など、地方税の滞納処分の例によると規定されているものについても同様と考えられるので、参考としていただきたい。